

新基準原付の 登録（新規・譲渡等）手続きについて

新基準原付について

令和7年4月から、第一種原動機付自転車に新たな区分である「新基準原付」が追加されました。
新基準原付とは、原動機付自転車のうち、二輪のもので、
総排気量が50cc超125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下の車両です。

税率（年税額）は2,000円です。
課税標識（ナンバープレート）は、白色のものを交付します。

新基準原付の登録手続きについて

新基準原付の登録の際に、従来の原動機付自転車の要件（車名、車台番号、総排気量又は定格出力）に加え、**申告書に必ず「最高出力」の記載をお願いします。**

また、**“新基準原付の要件を満たしていることが分かるもの”**で要件を満たしているか、窓口で確認します。

その他に手続きに必要なものは、従来のものと同じです。

“新基準原付の要件を満たしていることが分かるもの”

※次のうちいずれか一点を確認します。

【型式認定番号がある車両】

- ・型式認定番号の記載がある販売・譲渡証明書の添付
- ・申告書への型式認定番号の記載（申告書右下の販売・譲渡証明書欄の記載がある場合）
- ・型式認定番号標の写真添付

※型式認定番号がない車両は、確認実施機関（国土交通大臣が認定した最高出力確認を実施する者）から発行された「最高出力が4.0kW以下であることの確認済書」の添付又は確認実施機関から発行された「最高出力確認結果の表示（シール）」の写真を添付したうえでご申請ください。

【お問合せ先】

熊本市役所 財政局 税務部
市民税課 軽自動車税班
☎（096）328-2181